

正副議長記者会見について（報告）

1 議会における新型コロナウイルス感染症への対応について

- 堺市議会では、市民の皆様の安全・安心の確保を第一に、担当部局が職務に専念し、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に向けた対応が迅速にできるよう、これまで協力やバックアップを行ってきた。
- 令和3年2月定例会から前回の定例会まで、1年間は、特に、ワクチン接種業務や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、その対応業務が集中する時期であったことから、主に、健康福祉局の新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種担当所管に対し、議会での質疑・質問は行わないこととし、議員からの問い合わせについても、各会派で担当する議員が取りまとめ、効率的に行うよう協力してきた。
- 市民の皆様の感染防止対策への多大なるご協力や担当所管の奮闘もあり、本年5月頃には、コロナの感染状況及びワクチン接種業務が比較的落ち着きを見せてきたことから、段階的に通常へと戻すこととし、今期定例会においては、健康福祉局担当所管においても、本会議での質疑・質問は各会派から1名が代表して行うなど、対応を変更した。
- 議会として、今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、必要な協力を行うとともに、議会としての役割を果たしていく。

2 定例会の総括について

- 今期定例会は5月18日から6月21日までの35日間の会期で開催した。
- 市長から提出された案件は、人事案件を含め、計29件を可決した。
- 議員提出議案は、特別委員会の設置議案等、計6件、条例は「堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」等、計2件、意見書は「環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書」等計6件を可決した。
- 今期定例会で可決した議案数は全部で43件となっている。

【令和4年度堺市一般会計補正予算（第2～4号）】

- 補正予算について
新型コロナウイルス感染症対策や市民生活及び地域経済活動への支援として、
 - ・ 令和3年度から継続している住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給
 - ・ 児童養護施設や保育施設等における感染防止対策に対する補助
 - ・ 観光需要回復に向けた旅行商品造成に対する助成
 - ・ 商店街等の消費喚起事業に対する補助コロナ禍における原油価格・物価高騰に関する対策として

- ・低所得の子育て世帯に対する特別給付金の支給
- ・水道基本料金の4箇月分の免除
- ・小学校・特別支援学校の学校給食費の保護者負担の軽減
（2学期の給食費の無償化及び食材費高騰への支援）」

などに関する内容である。

- 本件は、6月8日及び21日の本会議においてそれぞれ可決された。

【堺市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例】

- 本条例が提案に至った経緯は、本市には、昭和49年の工場立地法による緑地規制開始前から立地する工場のうち、現行の緑地規制を満たしていない工場である特例既存工場が多く立地しており、これらの工場建替え等の際に、緑地及び環境施設の面積率を緩和するもの。
- 工場敷地内の余剰地が少なく緑地の確保が困難で工場への再投資が進んでいない状況を、特区制度を活用した緑地規制の緩和によって改善するもの。
- 条例改正による効果として、工場建替え等により企業投資を促進し、また雇用及び事業機会の拡大や税源涵養を図るとともに、エネルギー効率向上によるCO₂削減や防災機能の向上をめざす。
- 本条例は、6月21日の本会議において可決された。

【議員提出議案について】

（堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、堺市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例）

- 両条例は、月額で支給されている堺市議会議員の議員報酬及び政務活動費について、議員が辞職等となった時点において、当該月の支給又は交付する額を、一月分の全額支給から、日割り支給とするもの。
- 両議案は、5月30日の本会議において、それぞれ可決された。

【全会一致の意見書について】

- 今期定例会で可決した意見書は6件である。
- このうち、全会一致で可決された意見書は以下の4件である。
 - 「環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書」
 - 「船舶免許の厳格化と海上交通の安全確保を求める意見書」
 - 「ギャンブル依存症防止のための適切な対策を促進させることを求める意見書」
 - 「台湾の世界保健機関（WHO）へのオブザーバー参加を求める意見書」

3 政務活動費領収書等のインターネット公開について

- 政務活動費に係る領収書等については、政務活動費の使途の透明性の、より一層の確保を目的として、市役所 市政情報センターにおいて、紙ベースのものを公開するとともに、平成28年度交付分からは、堺市議会ホームページ上においても公開している。

- 令和3年度交付分に係る領収書等については、市政情報センター、堺市議会ホームページともに7月8日（金）から公開する。
- 堺市議会は、市民の皆様への情報公開を通じて、今後も議会活動の透明性の確保に努める。

4 記者からの質問に答えて

Q 今回の議会において、選挙管理委員会委員長が本会議に出席され答弁された。これは私の知る限り珍しいことだと思うが、選挙管理委員会委員長を本会議に出席、答弁させることについて、お考えをお聞かせいただきたい。

A（議長）

選挙管理委員会委員長が出席をして答弁することは規定されており、申し出があれば、出席をしなければならないということである。

質問等の内容については、それぞれ質問された議員の趣旨、動機もあり、それに対する現状の選挙管理委員会委員長としての答弁であったと思っている。

毎回、選挙管理委員会委員長が出席するというのではなく、確かに初めてのケースと思うが、これは、執行機関として出席しなければならないという（地方自治）法の規定があるので、それに基づいて粛々と答弁されたと思っている。

A（副議長）

私も議長と同意見であり、質問者が要請をされた場合には出席いただくということで、特段問題はなかったと思っている。

Q 今の質問に関連して、（選挙管理委員会委員長は質問者に）出席を求められて出席していただいたのに、それに対して、答弁している最中に打ち切るとするのは、ずいぶん失礼な話だと思って聞いていたが、その辺、議長、副議長はどのようにお考えか。

A（議長）

その時は私が議長席にいたので、質疑者の議員にお尋ねしたのは、答弁中であるのに答弁せずともよいのかという点をお伺いした。

（答弁は）よいというようなジェスチャーで、はっきりと言葉が聞こえなかったもので、（私は）雰囲気を感じたものであり、（質疑者も）答弁はいいということであって、そのまま終わったという形であった。確かに若干礼に欠く部分はあったかと思うが、それは質疑のやりとりの状況の中で、質疑者がそう判断されたのだろうということで、そのまま質疑を続けていただいた。

A（副議長）

そういう場面もあったことは覚えている。

質疑者が、答弁はもういいということになったが、答弁者に対して、意図した答えを引き出したいという思いがあったからであると認識している。

Q 質問している側は答弁していると話が長いという趣旨でおっしゃられたと思うが、やはりそこは議事を進行している方が、質問・答弁が長いなら、「簡潔にお願いします」と言うべきでしょ

うし、質疑者が（選挙管理委員会委員長を）呼び出席してもらっているのに、礼を欠いたことであれば、それはそれできちんと注意すべき立場であるのが議長であろうと思うが、その辺は議長はどのようにお考えか。

A（議長）

おっしゃるとおりであると思う。

私も、今回、議長になって初めての本会議であり、その点を発言しようと思ったところもあった。議事を進めていく上において、今後そのようなことがあれば、今回の事例も踏まえ、気を付けていきたいと思う。

Q 6月10日に議長名で、個人情報等を含む質問について、議員各位に文書が出されているが、これは一体何を指しているのかよくわからなかった。これは何を想定されているのか。

A（議長）

（議員の）質問の内容に、人事に関する内容があった。

議員は、質問をする場合に、担当所管にどのようになっているのかと、事前にすり合わせをすることがあるが、今回の質問に関して、すり合わせがされなかった部分について、本会議場で質問をされたという状況であった。

質疑応答のやり取りの中で、質問に対する当局の答弁が、徐々に個人情報に触れてしまうような内容があったため、オブラートに包んだような答弁になってしまったところがあった。

質疑者として、個人情報を引き出そうと意図しているわけではないと思うが、結果としてそうなってしまわないように十分に質疑の構成を考えていただくという意味で、注意喚起をさせていただいた次第である。

Q すりあわせ云々ということであれば台本通りにもなりかねない話であって、丁々発止で議論していくうえで、仮に個人情報に関係する内容に質問が及んだとしても、答弁者は法令をわきまえた理事者なので、答弁する側がきちんと考慮して答弁をすればよいだけであって、議会の側が発言の抑制をするような文書を出すことに違和感を感じたが、その辺、議長はいかがお考えか。

A（議長）

おっしゃる意味もよくわかる。

私は、議員として今まで質疑してきた中で、理事者に対して、「こう答えてほしい」など、台本をつくるようなすり合わせをしたことはなく、具体的な数字であるとか、事実はどうかといったところは、勘所としてそれは当然押さえながら、それにまつわる質問をしようという思いでしており、各議員におかれても、そういう思いでされていると思う。

おっしゃるように、それが思わず個人情報に触れるようなところまでになったとしても、当然、答える側の理事者が個人情報なので答えませんとはっきり言ってもらえればよかったと思う。この件では、その点がなかったため、理事者に対しては、（個人情報に触れるような内容に及ぶようであれば、）はっきり、（その旨を）言ってもらっていいと申し上げている。

議会であるので、やはり質問する側が突っ込んでいくような内容になると、法の埒外になり、いかがなものかとなりかねないため、そこはやはり注意をする必要があると感じ、文書として各議員

に徹底を行ったところ。

Q 議事進行を司っている側が、「そこまで踏み込んだことを質問されるのはいかがか」と注意を促すのであればまだ分かるのだが、後に文書で出すというのは、穿った見方をすれば、理事者から要請されたのではとも受け止めかねない。そのような文書は出すべきではないのではと思うのだが、議長のお考えはいかがか。

A (議長)

文書を出すか否かについては様々なご意見があると思うが、確かにその場で注意をするという対応も可能であり、後手に回ったような対応になってしまったと反省もある。今後、そういった場面があれば、しっかりと対応したいと思う。

Q 個人的印象ではあるが、(今年の) 年末の議会ころから、理事者と議員との答弁がかみ合っていない場面が見受けられ、議員がフラストレーションをためているような印象を受けているが、この辺、議長から見てどうお考えか。

A (議長)

確かにそう受け取られかねない印象はあるかと思う。議会として、議論をしていくそれぞれの項目においては、最も大事な点であったかどうかというのは、一部分だけを捉えると確かにそうかということはあるかもしれない。しかし、全体的に見て、議論が前に進んでいるということであれば、それはよしとした方がよいのではないかと思う。